明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（二一七）　二
○薬事法施行令の一部を改正する政令（二一八）　一〇
○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一九）　一〇
○平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二二〇）　一二
〔省令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務九）　一二
○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　一三
○旧薬事法施行規則の一部を改正する省令（同一一六）　一三
〔告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（財務三四四～三四六）　一三
○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働三七三）　一六
○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（同三七四）　一六
○薬事法第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品の指定を取り消した件（同三七五）　一六
○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（同三七六）　一六
〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十二年度平成二十二年八月分）（財務省）　一七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（外務省）

1　在カンボジア日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二二年一一月一日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第二一八号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、ベンダムスチン、その塩類及びそれらの製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一九号）（厚生労働省）

1　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二一年法律第三七号。以下「法」という。）第二条に規定する保険給付遅延特別加算金について、㈠及び㈡に掲げる場合の算定方法を、それぞれに定めるとおりに改めることとした。（第二条関係）

㈠　最終年度が昭和二一年度以前の年度である場合については、当初年度から最終年度までの別表の上欄に掲げる各年度に支払われるべきであった時効特例保険給付（法第二条に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付をいう。以下同じ。）の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額を合算した額とすること。

㈡　当初年度が昭和二一年度以前の年度であって、かつ、最終年度が昭和二二年度以後の年度である場合については、当初年度から昭和二一年度までの別表の上欄に掲げる各年度に支払われるべきであった時効特例保険給付（以下「昭和二一年度以前時効特例保険給付」という。）の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額を合算した額と、時効特例保険給付の全額から昭和二一年度以前時効特例保険給付の全額を控除した額に、昭和二二年度から最終年度までの同表の上欄に掲げる各年度に応ずる同表の下欄に定める率を合算して得た率を昭和二二年度から最終年度までの年度の数で除して得た率を乗じて得た額とを合算した額とすること。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二二〇号）（内閣府本府）

1　平成二二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。